

日本馬術連盟審判員規程 新旧対照表

改正案

日本馬術連盟審判員規程

別表1 資格取得要件一覧

【障害】

<活動の範囲 別表>

		国体 県大会 /ブロック大会	公認 1★	公認 2★	公認 3★	公認 4★	主催大会 国体
3級	スチュワード	○	○	○	○	○	×
	チーフスチュワード	○	○	×	×	×	×
	審判員	○	○	○	○	×	×
	審判長	×	×	×	×	×	×
2級	スチュワード	○	○	○	○	○	○
	チーフスチュワード	○	○	○	○	×	×
	審判員	○	○	○	○	○	○
	審判長	×	×	×	×	×	×
1級	スチュワード	○	○	○	○	○	○
	チーフスチュワード	○	○	○	○	○	○
	審判員	○	○	○	○	○	○
	審判長	○*注	○*注	○*注	○*注	×	×
S級	スチュワード	○	○	○	○	○	○
	チーフスチュワード	○	○	○	○	○	○
	審判員	○	○	○	○	○	○
	審判長	○*注	○*注	○*注	○*注	○*注	○*注

○・・・活動できる ×・・・活動できない

*注 審判長に従事する者は、いずれかの障害馬術コースデザイナー資格を有していること。

現行

日本馬術連盟審判員規程

別表1 資格取得要件一覧

【障害】

<活動の範囲 別表>

		国体 県大会 /ブロック大会	公認 1★	公認 2★	公認 3★	公認 4★	主催大会 国体
3級	スチュワード	○	○	○	○	○	×
	チーフスチュワード	○	○	×	×	×	×
	審判員	○	○	○	○	×	×
	審判長	×	×	×	×	×	×
2級	スチュワード	○	○	○	○	○	○
	チーフスチュワード	○	○	○	○	×	×
	審判員	○	○	○	○	○	○
	審判長	×	×	×	×	×	×
1級	スチュワード	○	○	○	○	○	○
	チーフスチュワード	○	○	○	○	○	○
	審判員	○	○	○	○	○	○
	審判長	○	○	○	○	×	×
S級	スチュワード	○	○	○	○	○	○
	チーフスチュワード	○	○	○	○	○	○
	審判員	○	○	○	○	○	○
	審判長	○	○	○	○	○	○

○・・・活動できる ×・・・活動できない

改正案

現行

【馬場】		
級	取得要件	活動の範囲
2	<p>3級審判員資格取得後、直近3年間に以下の活動実績を満たした者で、講習会を受講し検定試験に合格した者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ Aクラスの審判担当実績が8回以上 ・ Mクラス以上のセクレタリー実績が2回以上 ・ 馬場馬術競技会のスチュワード実績が1回以上 ・ 騎乗者資格B級以上を有していること 	<p>3級の活動範囲に加え、 Aクラスの主任審判員 Mクラス以下の審判員</p>
1	<p>2級審判員資格取得後、直近3年間に以下の活動実績を満たした者で、講習会を受講し検定試験に合格した者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 審判担当実績が10回以上（うち、Mクラスが3回以上） ・ セントジョージクラス以上のセクレタリー実績が5回以上 ・ 検定試験を受験する講習会以外の講習会（研修会）を最低1回受講していること 	<p>上記に加え、 主催・公認競技会の主任審判員・審判員 公認競技会の審判長 （ただし、審判長リストにある者に限る） 主催競技会の審判員</p>
S	<p>1級審判員資格取得後、以下の活動実績を満たした者で、講習会を受講し検定試験に合格した者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 審判担当実績が15回以上 ・ うち、グランプリ課目の審判担当実績が5回以上 	<p>制限なし （ただし、公認競技会の審判長は、審判長リストにある者に限る）</p>

※ 活動実績カウント方法：審判員およびセクレタリーは1競技を1回、スチュワードは1日を1回としてカウントする。

【馬場】		
級	取得要件	活動の範囲
2	<p>3級審判員資格取得後、直近3年間に以下の活動実績を満たした者で、講習会を受講し検定試験に合格した者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ Aクラスの審判担当実績が10回以上 ・ Mクラス以上のセクレタリー実績が5回以上 <p>受検者は、騎乗者資格B級以上を有していること</p>	<p>3級の活動範囲に加え、 Aクラスの主任審判員 Mクラス以下の審判員</p>
1	<p>2級審判員資格取得後、直近3年間に以下の活動実績を満たした者で、講習会を受講し検定試験に合格した者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 審判担当実績が15回以上（うち、Mクラスが5回以上） ・ セントジョージクラス以上のセクレタリー実績が5回以上 ・ 検定試験を受験する講習会以外の講習会（研修会）を最低1回受講していること 	<p>上記に加え、 主催・公認競技会の主任審判員・審判員 公認競技会の審判長 （ただし、審判長リストにある者に限る） 主催競技会の審判員</p>
S	<p>1級審判員資格取得後、以下の活動実績を満たした者で、講習会を受講し検定試験に合格した者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 審判担当実績が15回以上 ・ うち、グランプリ課目の審判担当実績が5回以上 	<p>制限なし （ただし、公認競技会の審判長は、審判長リストにある者に限る）</p>

※ 活動実績カウント方法：審判員およびセクレタリーは1競技を1回としてカウントする。